

電力広域的運営推進機関 評議員会（2022年度第2回）議事録

1. 開催日時：2022年8月3日（水）10:00～11:00
2. 場所：電力広域的運営推進機関（Web会議にて開催）
3. 議事
 - (1) 議決事項
第1号議案 役員退任後における本機関の中立性確保について
4. 出席者
 - (1) 評議員（12名中8名出席）
山地評議員会議長、秋池評議員、伊藤評議員、牛窪評議員、大石評議員、倉貫評議員、竹川評議員、村上評議員
 - (2) 電力広域的運営推進機関
大山理事長、土方理事、内藤理事、梶谷理事、岩男事務局長、鈴木総務部長、山次企画部長、松田計画部長、久保田運用部長、梶原再生可能エネルギー・国際部長
5. 議事の経過及び結果

●岩男事務局長

只今から、2022年度第2回評議員会を開会します。前回に引き続きまして、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議とさせていただきました。画像、音声に支障があるようでしたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。では、始めたいと思います。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本日は、現時点で総員12名中8名がご出席で、定款第45条第1項に定める過半数に達しています。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。資料は、事前にお送りしてありまして、本日の議案は、議事次第に記載のとおりです。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。また、ご発言の際は、お名前を名乗っていただき、議長から発言の許可を受けてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

では、以降の議事は山地議長にお願いしたいと思いますが、諸所事情がございまして、冒頭に理事長の大山より挨拶させていただきたく存じます。

●大山理事長

おはようございます。理事長の大山でございます。評議員の皆様にはいつもご支援を頂きありがとうございます。申し訳ございません。少し体調を崩しておりまして病院にきております。画像が出せず失礼いたします。コロナではございませんのでご安心くだ

さい。

皆様ご存じのとおり、需給状況は大変厳しくなっております。3月・6月の需給ひっ迫は記憶に新しいところではございますが、夏・冬も油断ができない状況です。広域機関としましても、これまでのひっ迫にはしっかりと対応してきたつもりですし、今後につきましても、できる限り対応していく所存でございます。

また、限られた人員で組織を効率的に行うには、組織をどうすべきか検討を行いつつあります。そうした状況につきましても、今後とも変わらぬご支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○山地議長

大山理事長のご発言は以上ですね。

議長の山地です。議事の進行をさせていただきます。

議案の審議に先立ち、定款 52 条に定める議事録署名人を指名します。大石評議員と竹川評議員に、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○竹川評議員

承知しました。

○大石評議員

よろしくお願いいたします。

○山地議長

それでは、本日の議案審議に入っていきますが、議案は1件だけでございます。

第1号議案「役員退任後における本機関の中立性確保について」、事務局から説明をお願いします。

●土方理事

理事の土方でございます。本第1号議案につきましては、本日の評議員会の審議を頂いた後に理事会での議決及び総会での議決を行うことを予定しております。

それでは、ご説明をさせていただきます。「役員退任後における本機関の中立性確保について」ですが、以前に本機関理事を退任された遠藤久仁氏についての案件でございます。本件のもととなります定款の規定がございます。役員の兼職禁止等について、第34条第4項、第5項を読み上げさせていただきます。

第34条 第4項

役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む

電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となってはならない。

第34条 第5項

前項に掲げる事項は、議会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会への審議及び議決を経なければならない。

となっておりますので、本日ご審議をいただきたいところでございます。

2019年6月に本機関理事を退任されました遠藤久仁氏ですが、同年7月より株式会社NTTファシリティーズ総合研究所に常務取締役として勤務後に2021年10月から株式会社NTTファシリティーズに総研本部企画部長として勤務されておりました。その後、2022年7月に所属組織の組織変更に伴い、所属先が株式会社NTTファシリティーズエンジニアリング企画部長に変更となったところでございます。

こちらの経緯に関し、特に資料等はございませんが、この組織変更の内容につきましては、定款に定めます総会での議決事項となっていないと判断いたしまして、理事会で内容を確認させて頂いたところでございます。

そしてこの度、同氏は、株式会社NTTファシリティーズエンジニアリング常務取締役に就任予定と伺っております。当該法人は添付資料1、2のとおり電気事業を行っていないことから、定款34条第4項に定める本機関の中立性が確保されると判断できるところでございまして、つきましては、本件について、ご確認を頂きたいという内容でございまして。

添付資料についてもご確認を頂きたいと思っております。添付資料1「現在事項全部証明書」は、法人の登記の内容を公的に証明している資料となります。特にこの資料の目的といったところを確認させて頂きまして、いわゆる電気事業の内容に実質的には当たらないというふうに判断しているところでございます。また、補足的に添付資料2、株式会社NTTファシリティーズエンジニアリングの事業内容というところで、「オフィスソリューション事業」、「スマートソリューション事業」等々の記載内容を確認してございます。

なお、説明を省きましたけれども、このNTTファシリティーズエンジニアリングはNTTファシリティーズの子会社です。NTTグループにおきまして、NTTファシリティーズエンジニアリングの親会社のまた親会社がいわゆる持ち株会社となっております。一方、NTT持ち株会社の子会社であるNTTアノドエナジーが現在電気事業を営んでいます。少し前までは、NTTファシリティーズが電気事業の発電部門を営んでおりましたが、直近では、事業承継によりまして、NTTアノドエナジーに移している状況にございます。

ご説明長くなりましたが、ご審議よろしくお願いたします。

○山地議長

はい、ご説明どうも有難うございました。

それではこれから審議でございますので、発言ご希望の方は、画像を出して意思表示をするか、あるいは手を挙げる機能を使うか、いずれでも私に分かるように連絡していただければと思います。よろしくお願いいたします。

はい、村上評議員お願いします。

○村上評議員

私は丁寧な事前説明を受けましたので、その時に申し上げたことを繰り返すことになると思います。

私は法律家なので、法律の世界でいうと、会社法その他全部共通ですが、100%親会社と100%子会社のような関係にある部署については、いわゆる単一の経営体であるという形の評価が行われることとなります。私が説明を受けた当時は、NTTファシリティーズが電気事業を行っていて、NTTファシリティーズエンジニアリングはその100%子会社になっているという感じで聞きましたので、どんな形にせよNTTグループで100%の支配・被支配関係になる場合には、法律的には同一の経営体・企業体という評価を受けることになるのと、もう一つ、一般的に会社法の組織で常務取締役というのは、経営事項に対して判断権を持つ役職のもので、定款第34条第4項の立法趣旨をどう読むかという問題になります。説明によると、かなり中立性の確保を重視してこの条文が作られたという形になるもので、そうすると辞めた理事がそういう形の役職に就くというのは、中立性確保の観点からいうと問題が無いわけでは無いだろうという印象を受けます。

もう一つは、退任役員にどこまで制約を付けるべきかについては、エネ庁の委員会その他で今、検討中というように伺ってますので、本来はその点も決着を着けてから、こういう話は進めるのが筋ではないかという印象を持ったところになります。

したがって、絶対的にこだわるわけでもありませんけれど、法律家としてはそういう意見になるので、専門性というよりは中立性確保のところを強調していくと問題は有るのではないかという感じを持たざるを得ない案件かなという気は致します。以上でございます。

○山地議長

はい、どうも有り難うございました。

100%子会社の場合は単一経営と見なされるのではないかと。それから、常務取締役ということであれば経営に携わるということで、法律家としてのご懸念があるということでございます。

他の評議員もご発言のご希望があれば伺ってから、事務局の対応をお願いしようかと思いますが、他の評議員の方でご発言のご希望がございますでしょうか。

特によろしいですか。それでは事務局の方に、今の村上評議員のコメントについてご意見をお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

●土方理事

村上評議員、有り難うございます。2点、お伝えさせて頂きたいと思います。

先ず、1点目ですけれども、これはあくまでも補足的なご説明になりますし、先程ご説明の中でも申し上げましたけれども、以前にご説明を差し上げていた時点では未確認だったのですが、当該法人の親会社であるNTTファシリティーズは、以前は電気事業、発電事業を営んでいましたけれども、現在は事業承継によりまして、グループ内ではありますが、NTTアノードエナジーに移管しているということをございまして、現在のところNTTファシリティーズは電気事業を営んでいないということになってございます。

もう一つ、村上評議員から、国の方でも、この制限について、どこまですべきかという議論が進んでいるのではないかと、というお話も頂きました。まさにそのとおりでございます。国の審議会、電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループがございまして、こちらの方で昨年の11月に再就職の規制期間を、現在は無期限となっておりますが、2年間に限るとしてはどうかという提案がございまして、それをもとにご議論をいただいていると認識してございます。現在のところ、私共聞いておりますのは、直近に次の検証ワーキンググループが開かれまして、この問題に関して結論を得るという予定であるということですが、まだ現在そういった段階であるというところでございます。前回のご議論の中では、2年間に期限を限るということについては、おおむね賛同されるご意見があったけれども、ただし、そこには色々な条件を付ける必要もあるのではないかとご意見もあったと認識しているところでございます。いずれにしても、まだこの結論が出ておりませんので、村上評議員ご指摘のように、この議論の結果をもって、この定款をどうするかという話は、現在のところまだできない段階だということに思っておりますが、そういった議論の流れがあるというところをご紹介させていただきました。ということで、今回は現行の規定、定款に基づきご判断ご審議をいただきたいというところでございますが、先程申し上げているところから、あるいは、該当社の事業の目的を見てお話も聞く限りは、中立性の確保ということに関して問題はなからうと判断しているところです。

私から以上になります。よろしくお願ひいたします。

○山地議長

はい、どうも有り難うございました。

後半の方の資源エネルギー庁でのワーキンググループは、今日ご欠席ですが、山内評議員が担当されているんですけれども、ご欠席なのでちょっとご意見が聞けないのは残念ですけれども、事務局から適切に説明があったと思います。

村上評議員、今の事務局の説明を踏まえて、いかがでしょうか。

○村上評議員

補足させていただきますが、NTT の場合は電気事業というよりも、電気通信事業の規制をどうするとか、規制の対象をどうかけていくかというのことで、経済法としては大きく議論があった分野であって、その結論はやはり、NTT グループの場合はNTT 持ち株会社が一番上にありますから、そこから100%株式所有でつながっていく子会社、関連会社というのは、基本的には統一事業体というかたちで規制、電気通信事業なら電気通信事業法の規制の枠組みがかかっているという解釈がなされている感じなので、それが一般的な事業体に対する法の規制の枠組みの大原則だというのは間違いないと思います。

ただ、今回の規定によると、第34条第5項に評議員会の審議及び議決があり、第34条第4項に総会の議決があれば通せるような書き回しになるので、評議員会では十分に議論したし、中立性のこともきちんと割り切って認めるという決議を総会でやったということなら、総会の方が最終決定権限はあるという法律解釈にはなると思います。

○山地議長

はい、有り難うございます。

NTT ファシリティーズから電気事業をNTT アノードエナジーに移しても、NTT グループ全体としては、やはり一体だということのようですね。

他には評議員の皆様からご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

特になければ、村上評議員、相談なのですが、今検討されていることで無期限が2年になればすっきりするのでしょうか、それを待たずに現段階でもこの評議員会で、今回異動されるNTT ファシリティーズエンジニアリングが電気事業をやっていないことをもって、当機関の中立性が保たれるという判断をしてもよろしいと、考えてよろしいですか。村上評議員がこの分野一番詳しいと思うのですが。

○村上評議員

私の意見は問題があるということですがけれども、この評議員会は私だけで行うのではなく、全体の評議員会としての意見の取りまとめをするということになるので、むしろ、皆さんの方でそれで良いということであれば、特にそれ以上、私の意見をどうしてもというのとは違うという感じになろうかと思えます。

○山地議長

はい、有り難うございます。

ということでございますので、他の評議員の方、何がしかのご意見を数人でも賜われ
ば少し議論がしやすいかと思えます。

はい、竹川評議員、お願いします。

○竹川評議員

今の村上評議員の話、よく分かりましたし、NTT ファシリティーズが電気事業をやっ
ていないということをもって今回認めるという理屈建てではなくて、NTT ファシリティ
ーズが他に移管されたので直接の電気事業者でなくなったということは検討材料として
はあるのですが、その上で今回の件は、理事会の方でも人柄というか、遠藤さんの
今までの言動とか真摯な態度とかを判断されて総合的に判断するという形にしたら良い
のではないのでしょうか。そう私は思います。

○山地議長

はい、どうも有り難うございます。他にはご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。事務局の方で、今までの議論を踏まえて、何かご対応ございま
すか。

●土方理事

竹川評議員、村上評議員も重ねて有り難うございます。

現行の規定において中立性の確保について、明確にこれこれであるから、あるいは、
これこれを確認して確保されているというところまでは記載されていないところでござ
います。今、竹川評議員がおっしゃっていただいたような、実際に遠藤元理事がどうい
う人物かということもございますけれども、合わせまして、現在の特に NTT ファシリ
ティーズエンジニアリング社の事業内容を見ているところでは、一人遠藤氏だけの問題
ではなく、当機関の中立性の確保に影響を及ぼすような事業内容ではないのではない
か、というように私共は判断しているところでございます。

○山地議長

はい、有り難うございます。

さて、そろそろ、議案ですから判断を要するのですけれども、今までのところで追加
的にご発言のご希望が有ればもちろんお受けしますが。

はい、大石評議員お願いします。

○大石評議員

有り難うございます。

1点質問させていただきます。今回の件に限らず、辞められるまたは転職される場合には、中立性の確保といいますか、守秘義務等の誓約書、例えば、辞められた後も中で得た情報の漏洩はしません、というような誓約書は書かれるのでしょうか。誓約書があるからと言って、それがどれだけ効果があるかは個人の資質にも関わるので何とも言えませんが、制度はそもそもあるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○山地議長

はい、事務局どうぞ。

●土方理事

大石評議員、有り難うございます。

おっしゃるとおり、退任の際にはそうした守秘義務に関する誓約書を提出いただいているところでございます。

○山地議長

はい、有り難うございました。

他にはいかがでございましょうか。よろしいですか。

今回、村上評議員のコメントは私にとっても理解が深まったので良かったと思いますけれども、実質的には他の皆様からの意見を踏まえても、この第1号議案の原案に対して否定するということまでのご発言ではなかったというように私は判断いたしました。村上評議員、そういうことでよろしゅうございますか。

○村上評議員

実際にはこの問題、組織的な運営その他にも今後つながっていく話になるから、どうするのかなというのが色々あります。大局的な判断から認めるということならば、それで結構ですが、法律家としては、いつどのような形で脱法行為というものがあるかも分からないのでという懸念材料だけはちゃんと理解したということで、今後のことは考えてもらおうということかと思います。

○山地議長

私は、村上評議員の指摘は非常に重要だと思うので、私の案は、第1号議案については原案どおりで承認するけれども、意見として村上評議員が述べられた懸念を少数意見として付記しておくというのは、いかがでしょうか。こういう対応でいかがでしょうか。

●土方理事

はい、山地議長、有り難うございます。

ご承認はいただきましたが、懸念を示すご意見もいただいたということを議事録に付記するという対応とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山地議長

はい、原案どおり承認はするけれども、村上評議員のコメントについて付記するというところでございます。これでよろしゅうございますでしょうか。

●岩男事務局長

一点だけ、事務局の方から補足をよろしいでしょうか。

先程、山地議長からもご紹介いただきましたとおり、今日は山内評議員ご欠席されていますけれども、国の広域機関の検証ワーキンググループがございまして、その座長を山内評議員に務めていただいておりますけれども、山内評議員にも本日の村上評議員のご指摘をお伝えした上で、次回会合がいつになるかまだ決まっておりませんが、その際の議論において今のご指摘を併せて検討していきたいと思っております。

○山地議長

はい、有り難うございました。

では、この議案につきましては、以上のような対応で進めていく、つまり、アクションとしては原案を承認するというところで進めたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

○評議員一同

異議なし。

○山地議長

有り難うございます。本日の議案は以上の1件なのですが、評議員会として、理事長に対して伝えるべき特段のご意見がありますでしょうか。

ご意見なしということですね。

それでは以上を持ちまして第2回評議員会を閉会致します。ご参加頂きありがとうございました。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 山地 憲治

評議員 大石 美奈子

評議員 竹川 正記

